

## 低入札価格調査制度について

### ◆この入札に係る工事は、低入札価格調査制度の対象工事です。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項に基づく落札者決定に当たっての例外方法の一つで、基準価格未満の入札を行った者に対し、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を行った上で、落札者の決定を行うものです。

豊後大野市低入札価格調査実施規程(平成17年豊後大野市訓令第45号)に基づいて行います。

- (1) あらかじめ、低入札価格調査を行うときの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)及び失格基準を定めて入札を行います。
- (2) 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に対応した入札金額内訳書の提出が必要です。
- (3) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留して、その入札価格について調査を実施します。
- (4) 調査の結果によっては、最低価格入札者以外の者を落札者とする場合があります。

### ◆入札に参加するに当たっては、特に次のことに注意願います。

- (1) 調査の対象となった場合には、入札日から6日以内に、別に定める様式により所定の事項について資料を作成、提出していただき、事情聴取を実施します。
- (2) 調査に当たって事実と相違した内容の資料提出や説明を行った場合、その価格で応札した具体の根拠が示されない場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断することがあります。
- (3) 「市の設計金額における各経費の額に次の割合を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た額」を下回る入札は、失格とする。

経費区分	割合	備考
直接工事費	87%	共通仮設費積上分を含む
その他経費	74%	共通仮設費率計上分、現場管理費及び一般管理費の合計額

- (4) 次の場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当すると判断されます。

- ・ 実際の施工にあたって、入札額に本社経費を充当する場合など、当該入札額により施工ができないもの
- ・ 提出された「入札金額内訳書」の単価・金額等について、明確な根拠が説明されない場合及び閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載した費目、施工名称、数量等に基づいて記載されていない場合
- ・ 下請発注予定部分における下請予定金額が、通常必要と認められる原価に満たないおそれがある場合において、建設業法第19条の3の規定(不当に低い請負代金の禁止)に違反しない旨の説明がない場合

### ◆低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とします。また、前金払においては請負代金額の10分の2以内とします。